国内肥料資源利用拡大対策事業実施要領(令和4年12月21日付け4農産第3509号、4畜産第1954号農林水産省農産局長、畜産局長通知)一部改正新旧対照表 (下線部は改正部分)

改正後 改正前 第1 事業内容 第1 事業内容 国内肥料資源利用拡大対策事業の実施については、国内肥料資源 国内肥料資源利用拡大対策事業の実施については、国内肥料資源 利用拡大対策事業費補助金交付等要綱(令和4年12月21日付け4 利用拡大対策事業費補助金交付等要綱(令和4年12月21日付け4 農産第3508号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」とい 農産第3508号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」とい う。)の定めによるほか、本事業の事業内容は以下のとおりとし、詳 う。) の定めによるほか、本事業の事業内容は以下のとおりとし、詳 細は別紙1及び別紙2のとおりとする。 細は別紙1及び別紙2のとおりとする。 1 国内肥料資源活用総合支援事業 1 国内肥料資源活用総合支援事業 $(1) \sim (5)$ (略) $(1) \sim (5)$ (略) (6) 肥料価格急騰時の影響緩和対策 (新設) 肥料原料価格が急騰し、肥料小売価格の急騰が見込まれる場合 は、化学肥料の使用量の低減等に向けて取り組む農業者に対し、 影響緩和対策を実施する。 2 (略) (略) 2

附則

- 1 この要領は、令和6年3月29日から施行する。
- 2 この通知による改正前の国内肥料資源利用拡大対策事業実施要領の規定に基づき実施している事業に対する同要領の規定の適用については、なお従前の例による。